

◆10番（たかおか知子君）＝登壇＝通告どおり、2つの項目について一般質問を行います。

1つ目のテーマは、芦屋市の公益通報者保護制度についてです。

公益通報者保護制度は、平成18年4月1日に施行された公益通報者保護法に基づくものであり、この法律は、公益通報を行った者が解雇などの不利益を受けないよう保護するとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的としています。

この法律は、通報者が安心して通報できる環境を整備するため、事業者及び行政機関が取るべき措置を明確に定めています。

令和2年6月12日に、この法律の一部改正が公布され、令和4年6月1日から施行されました。この改正により、通報者の保護措置や通報内容に関する運用がさらに強化されました。

公益通報とは、事業者内部で法令違反が行われている、または行われようとしている事実を労働者等が不正の目的ではなく通報先に通報することを指します。

しかし、この制度は基本的な枠組みが定められているものの、通報者保護の具体的な運用方法や実施体制については、各自治体に委ねられており、統一的な基準がないのが現状です。自治体ごとに異なる手段が取られています。

こうした中で、本市がどのように運用し、通報者が安心して通報できる環境を整えるかを慎重に検討する必要があります。

この制度では、職員が行政内部に不正を通報する内部通報や、外部の労働者が行政機関に対して違法行為を告発する外部通報といった、通報先によってこの2種類の通報を受け付けることになっており、対応や仕組みが異なります。

そこでお伺いします。本市において、内部通報者と外部通報者にはどのような違いがあるのか。また、それぞれの窓口対応の流れについて御説明いただけますでしょうか。

次に、芦屋市のホームページには、市民を対象とした外部通報のフローが掲載されていますが、行政内部での不正に関する告発フローについての情報は見当たりません。職員間での不正告発に関する取組や仕組みが整備されているかどうか、市民には十分に知らされていないようです。

一般的に行政組織における内部通報とは、職員が所属機関内の専用窓口で不正行為や法令違反に関する情報を通報することを指します。

そこでお伺いします。現状の取組として、通報を受けた後、本市では具体的にどのようなフローで調査や対応が行われているのか。その中で特に重視されているポイントがあればお聞かせください。

また、通報者の情報の秘密保持の確保についてもお伺いいたします。

通報者が不利益を被ることのないように本市ではどのような措置が講じられているのか。また、特に留意している点について、市長の御意見をお聞かせください。

私がこのテーマを取り上げた理由は、本市においても、制度運用の課題を見直し、職員や市民が通報時に適切に保護される仕組みを整備する必要があると考えたからです。

具体的には、調査フローの明確化、通報者の秘密保持の徹底、そして報復を防止するための保護措置の強化が求められます。これらの取組によって、不正や不満のない職場環境を築き、職員が安心して働ける風通しのよい行政運営を示すことが、市民からの信頼獲得につながると考えております。

次に、2つ目のテーマは、兵庫県が決定した南芦屋浜南護岸等の「釣り禁止」の決め方についてです。

前回の一般質問では、南芦屋浜の南護岸における釣り禁止の決定について取り上げました。特に、釣り禁止の決定理由として挙げられた「特殊な住環境」という根拠が、過去には否定されていたにもかかわらず、突然、方針転換された点について、その背景や判断、プロセスに疑問を投げかけました。

具体的には、釣り禁止の決定の根拠とされた10ブロック会からの要望書の妥当性や、住民意見の反映の在り方について質疑を行いました。当局の見解では、この要望書が地元の総意であるとされていました。そして、その決定を一旦延期にした理由については、別の意見が出てきたからだだと御答弁いただきました。

しかし、実態としてこの要望書は、団体組織としての正式な承認を得ておらず、一部の個人の意見に基づいて代表者名義で提出されたものであり、地元の総意と判断できる住民の意見が反映されていないことが明らかになっています。本来であれば、当初受け取った状況とは異なる事実が判明した段階で、この要望書自体の見解を再検証し、訂正が生じているならば、それを周知しないといけないことだと考えております。

しかしながら、釣り禁止決定が中止された理由の中で、この要望書の存在を今も重要な要素として挙げられたまま、これまで多くの誤認が明るみに出ている状況を行政が軽視し続けている点について、さらなる疑問を抱いています。

行政が公に伝えている情報が誤認を助長する結果となっている状況を放置してよいのでしょうか。このような状況は、住民間の信頼を損ねるだけでなく、意見の対立や分断をさらに深める結果を招き、最終的には住民と行政の信頼関係にも深刻な影響を及ぼしていると考えます。

これらの質問は、行政の不透明なプロセスや住民の多様な意見を十分に考慮していない可能性に焦点を当てています。また、釣り禁止という決定そのものではなく、その背後にある経緯や意思決定のプロセスに焦点を当てて問題を提起することで、行政の説明責任を求めます。その後、進展があった新たな状況を機に、これまでの対応に対する変更が必要であると考えております。

そこでお伺いします。前回の一般質問以降、当局において何らかの状況変化が認識されている場合、それが具体的にどのような変化であるのか。また、その変化が今回の問題にどのような影響を与えていると判断されているのかについてお聞かせいただければと思います。

さらに、それに基づいて何か新たな対応や周知が検討されているのであれば、その内容についても、市長のお考えをお聞かせください。

壇上からは、以上です。

○議長（帰山和也君） 答弁を求めます。

市長。

◎市長（高島峻輔君） =登壇=たかおか知子議員、よろしくお願ひいたします。

初めに、1つ目のテーマ、芦屋市の公益通報者保護制度についてにお答えします。

公益通報者保護法では、公益通報は3種類規定されています。1つ目は、事業所等で働く労働者が、職場内における法律違反行為等を事業者へ通報するものです。これを内部公益通報と呼んでいます。2つ目は、職場内における法律違反行為等を、処分または勧告等をする権限を持つ行政機関等へ通報するも

ので、3つ目は、通報先が報道機関等の第三者となるものです。2つ目と3つ目を外部公益通報と呼んでいます。

本市で対応する公益通報は、1つ目の内部公益通報と、2つ目の処分等の権限を持つ行政機関等に対して行われる外部公益通報であり、その範疇でお答えします。

まず、外部公益通報は、事業者の法令遵守の推進を目的としており、本市に通報があれば、処分または勧告等の権限を持つ担当課が調査及び是正等、適切に対応します。

次に、本市における内部公益通報は、透明で公正な市政運営を確保するために、市職員及び市で働く委託業者等の職員が、その業務において法律違反行為等が起きているまたはそのおそれがある場合に、市の相談員に通報するものです。

通報対象として、公益通報者保護法で規定された法律違反行為等に加え、条例または規則等の違反行為も対象となります。

職員等から相談員に通報があった場合、総務部長が務める内部公益通報処理責任者において処理します。通報内容により対応は異なり、条例または規則等の違反行為の場合は、内部公益通報処理責任者が調査する者を定め、調査を命じます。法律違反行為等の場合は、副市長、総務部長、弁護士を委員とする内部公益通報処理委員会を開催し、委員会が調査する者を定め、調査を命じます。調査後、内部公益通報責任者または委員会は、是正の指示を行い、後日、是正内容の報告を受けます。

内部公益通報は、匿名で行うことも可能であり、氏名を名のって通報された場合と同様に調査等を行い、通報者が探索されることがないように配慮しています。

本市では、特に慎重を期すために、規則において、通報者の情報等を共有する範囲を定め、調査等に関与する職員を最低限としています。内部公益通報の相談員、調査を実施した者等に対しては、守秘義務や通報者が探索されることがないことを徹底しており、これに反した場合は、懲戒処分も含めた適切な措置を取ることとしています。

通報者の保護を図りながら、通報対象となった行為の真偽を慎重に調査し、是正すべきことがあった場合には、適切な対応を取ることが市民から信頼される市政運営に不可欠だと考えています。

次に、2つ目のテーマ、兵庫県が決定した南芦屋浜南護岸等の「釣り禁止」の決め方についてにお答えします。

10ブロック会から県・市に提出された南護岸での釣り禁止を求める要望書に関しては、正式な議決ではなかった旨の通知が、10月に同会から県・市に対してありました。

現在、護岸管理者である県と連携し、住民合意形成の必要性や本件の経緯を周知すべく準備を進めています。

様々な御意見がある現状を踏まえ、合意形成の専門家の意見も参考に、引き続き、県・市・地域において、話し合いを通じてこの場所の適正な利用方法を検討していきます。

以上で、答弁を終わります。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 外部通報との窓口の違いは分かりました。

では、こちらの内部通報のほうから。市職員が通報する窓口を指すということで、芦屋市では、内部公

益通報の対応の流れというフローと内部公益通報制度についてというルール案内が職員に向けてあるということが分かりました。それに基づいて具体的な手順を見ながら質問させていただきます。

まず、そこに書かれているのが、「内部公益通報制度は、職員等が内部の違法行為等を通報できる窓口を設け、不正行為の未然防止と早期発見を促し、組織内で自浄作用を働かせることで、市民の信頼を高めようとするものです。」と記載があります。

ここで伺います。市民の信頼を高めるとは、健全で透明性のある行政運営を行うことで、結果的に行政サービスの質を向上させ、ひいては市民の生活の安心安全につながり、利益につながるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） はい。そのとおりでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） この制度は市民のためのものでもあるという確認をさせていただきました。

その上で、芦屋市のホームページには、内部公益通報制度の手順の情報が載っていないんですけれども、公に伝えていることで職員の方にも伝わりやすいですし、市民に関係することですので、当市の仕組みを知っていただけたらいいと思うんですが、いかがですか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） この仕組みといいますのは、職員が内部通報をしたときに、適切に権利が保護されるようにしなくてはならないとか、適切な調査がなされないといけないとか、そういったことを仕組みとして確立させていただいているものでございまして、主に内部的にどう処理するかということでございます。

その内容につきましては、職員には共有を既にしておりますので、その内容を今、外部に公表していないのは、そういう必要性の観点からきちっと整理をさせていただいて、内部で共有している、通知をしているということが理由でございます。

外部に、これを出さないということではございませんけれども、現在出していない理由は、そういうことでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 内向けに知らせているということは分かるんです。

職員に向けて、公益通報に関する制度や手順、手続の方法について、どのように伝えられているんでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） この制度そのものが出来上がったとき以降なんですけれども、まず内部では研修も行ってありますし、ポータルサイトなどでもこういうのが見られるような状態を既に確保しておりますので、その観点からいきますと共有をし、かつ周知にも努めているということでございます。

先ほど議員がおっしゃられましたのは、多分ホームページとかで市民の方が見られるようにということだと思っておりますけれども、そういった取組は、御指摘のとおり、現在、この部分については特に積極的に行われておりませんが、市民の皆様はこの内部公益通報の流れについて、こういう取組をしているというのは、公表の方法というか、市民の方も御覧になれる状態をどのようにつくるかというのは、検討してまいりたいと思います。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 少し、私の質問が伝わってないかと思うんですけれども、職員の方はどこを見ればこの情報が分かるんでしょうかということだったんですが。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） これ自体は、それぞれ職員が使うパソコンの中でポータルの画面がございましてけれども、そこからこの内部公益通報の流れというのは御覧いただけるようになっているということでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 分かりました。誰でもすぐ見れるところにあるということですね。

画面を切り替えてください。（資料をモニターに映す）

こちらが、芦屋市の内部公益通報の対応の流れ、フロー図で、これが職員の方が見られているものなんですけれども、お手元の資料と同じなので御覧ください。（資料を提示）

不正があることが発覚した場合、職員の方の通報先は3つに分かれています。所属長等、内部公益通報相談員、外部相談員（弁護士）、この3か所どこに通報してもいいということです。

相談員が通報を受けて、その後の処理責任者は、規則では総務部長となっています。ここですね。法律違反行為であれば、ここで総務部長が判断するんですけれども、この右側、処理委員会というのを設けていまして、芦屋市の場合は外部委員として必ず弁護士が1人入り、調査が行われます。法律違反行為以外は左になっていまして、市の規則でここまでやるのが決まっています。こちらは完全に内部の職員だけで調査するようで、よくあるのが、服務規程の違反とかです。通報対象事実等の所管部課長などが調査をしている、こういうフローになっています。

画面を戻してください。（資料の提示終了）

では、当市の場合、内部公益通報については、主に法務コンプライアンス課に相談に来ることが多いでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 先ほどのフローのとおり、まず通報先というのは、内部公益通報相談員というのが設けられておりまして、法務コンプライアンス課長、それからコンプライアンス系の職員、それから上下水道部でありましたら、水道管理課長、それから市立芦屋病院でありましたら事務局総務課長、それから消防本部の総務課長、それから教育委員会でございましたら教職員課長がそれに当たっております。

それと、あと外部相談員は、外部の弁護士ということになっております。

この中でどなたが一番相談を受けやすいかということでききますと、どの方々も窓口としては均質に、通報がしやすい状態をつくるためにこういうふうに設けてはいるものの、法務コンプライアンス課というその名称もあって、こちらにお話を直接持ってこられる方が多いのではないかというふうには推察されます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） そうですね。印象的にも私も法務コンプライアンス課かなと思っていて、このフローを見るまではこんなにも、6つぐらい担当課が窓口になっているということを知らなかったんです。

次の質問なんですけど、当市では相談員は全員課長になっているみたいなんですけれども、通報者が課長よりも上、部長や副市長、市長の場合は、窓口として部下に相談するフローということになるのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 市長、副市長というのは特別職ということもございまして、この内部公益通報という制度の中では、規定としては特に想定をしていないというのが、多分実情でございまして。

つまり、そういう誤りがありましたら、自ら正す立場にあるということだと思います。

部長も同様の部分は存在していると思うんですけども、ただ、外部相談員のところに弁護士というのは当然置かれておりますので、これはもうケース・バイ・ケースですから、中身によっては通報しないといけないところも当然出てくると思いますし、そういう場合は弁護士の方に通報するというのがやりやすいのではないかなというふうに、これも推察されます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 想定していないというのも理解はできます。

では、外部相談員である弁護士なんですけれども、どういう経緯で任命されている人になるんでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 現在は外部相談員の弁護士というのがございまして、その方をお願いしております。この外部相談員の弁護士というのは、兵庫県の弁護士会から御推薦いただいた方ということになっております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） では、監査委員を受けているような、市長が任命する弁護士とはまた違って、兵庫県から改めて推薦をされている弁護士ということでしょうか。

ハラスメントのほうの窓口にも弁護士がいると思うんですけれども、この両方を担当しているというような弁護士になりますでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） すみません、ハラスメントのほうと兼ねていたかどうかは後ほど答弁させていただきます……。

失礼しました。同様でございます。

あと、弁護士会に推薦いただいているというのは、これはやっぱり中立性を高く持つ必要があるということございまして、いろいろな手法があると思うんですけれども、本市はそのようにさせていただいているということでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 中立性があると、私も感じました。

では、総務部長は処理責任者ということで、調査を始める前に、法律違反行為があるか、それ以外の行為であるか、2つのフローのどちらで対応するのが適切かという判断をするんですが、これはちょっと難しくないのかなというところで、判断基準はどの辺りなんでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） もちろん、この判断をするときには、通報者の方から頂いている情報がどれぐらい正確かとか、細かな情報を頂けているかというのが一つあると思うんですけれども、そういったことを前提に、まずは、法令の違反になっているか、もしくはそれ以外なのかということになりますと、まず法令違反に当たっているかどうかというのを優先的に見ながら、それには当たっていないとい

うことでありましたら、先ほどの図でいきますと左側の図にあります、法律違反以外の行為に当たるといふ部分の可能性が非常に高くなりますので、次にそちらのほうで考えるというふうな考え方で整理をされていてというのが現状と申しますか、実態としては、そういうふうな判断をされていてます。

優先度の高いものとしましては、法律違反行為というのはそもそも、公益通報者保護法の規定と申しますか、中身が出发点になっておりますので、まずはそちらから判断していくということでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） いろんな事例があると思うんですけど、なかなか責任者として、総務部長が内容だけ見て判断するというのは難しいところもあるんじゃないかというので質問させていただきました。

続きまして、ほかの自治体ではどのような特徴があるのか、ちょっと私調べてみたんですが、長岡京市ではホームページに内部公益通報のフローとか、情報公開がされておりました。ルールも先行して特徴があったということで、当市の状況と比較しながら見ていきたいと思っております。

長岡京市の公益通報フローでは、市長が是正措置を行うことが明記されているんです。一方、芦屋市のフローには市長の具体的な役割が、先ほどの資料を見てもらったら分かると思うんですが記載されていませんでした。市長の対応については何か決めていることはあるんでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 市長に関する事というものは、現在こちらで用意しております規則の中には、特に想定はされておられません。

もし、市長に関係することで、例えば調査をしないといけないことが生じることがあればということですよ。

すみません、御質問の意図は、市長に関する事の調査という理解でよろしいですか。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 違います。例えば総務部長だったり副市長だったり委員会に入っていたりとか、調査する側に入っているんですが、市長はこのフローの中には入っていないんです。長岡京市では市長が是正措置を行う、そういうふうな流れになって登場するんですが、芦屋市の場合はその辺りで検討されているんでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 大変申し訳ございません。質問の意図を取り違えておりました。

まず、是正措置ということになりますと、私どものほうの規則では、総務部長もしくは内部公益通報処理委員会のどちらかが是正の措置を行うということになります。

市長につきましては、こういう調査が全て終わったときに御報告していくというふうな流れになっています。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） そうですね。当然報告が入ると思うので、そのフローの中でも報告というところが出ていなかったのをお伺いしているんですが、市長には、通報内容や通報者の氏名などは共有されずに、全ての対応が終了した後に、概要だけ結果報告が行われると思ってよろしいですか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） はい、そのとおりでございます。

調査であったりとか、こういったことにつきましては、先ほどのフローにありますとおり、通報対象事実の所管課長などに調査を命じたり、もしくは直接、内部公益通報処理委員会のほうで執り行いますので、その段階において、市長が関わるということは想定していないというか、むしろ関わらないようにしているというふうに、この制度は立てつけとしてなっておりますので、最終的には、全て解決したときに御報告をさせていただくということでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 当市の状況はよく分かりました。

では、通報内容をどこまで誰と情報共有するかについても、当市では規則が定められています。芦屋市内部公益通報の処理に関する規則の第13条なんですが、情報を共有する者の範囲に、正当な理由がない限り当該範囲を超えて共有してはならないとして、第1号では、法第2条第3項通報があった場合、「相談員等、当該内部公益通報を受けた所属長等、委員会の委員及び事務局の職員」とありまして、決まっているかと思えます。ここに関して、これ以外の、例外の場合というものはあるのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） これは、ここに限定列挙されておりますので、基本的にここに書かれたとおりというふうに御理解いただければと思います。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 私、これをヒアリングのときにもお伺いしたので、お尋ねするんですが、例えばの話なんですが、内部通報された情報がマスコミにも通報がされているパターンがあると思います。既に公表されて情報が外部に知られていた場合、当然市長も知ることになると思うんです。情報を共有する者の範囲ではない市のトップである市長から、総務部長が、どういうふうになっているのという

ふうに質問を受けた場合、どのタイミングでどの範囲までの情報を共有するのが適切だと思われますか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） かなり具体的な想定をされての御質問だと思うんですけども、情報がどのようなルートでどの方に入っていか、これは私どものほうでも当然コントロールはできません。ですから、御指摘いただいたようなパターンというのはあり得るかなというふうに思いますが、私どもとしましては、公益通報があったとか、それに対する調査をしないといけないといったことが、内部ではありますけれどもきちっと第三者的に行動ができるかどうか、これを担保することと、それからもう一つは、やはり通報者の方の秘密につきましては保持をしないといけないということを守らないといけませんので、私どもが知り得た情報について、この段階で市長・副市長に報告するということについては、先ほど申し上げたように、ないというか、しないということになるかと思えます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 当たり前のことを聞いてしまったのかもしれませんが、守秘義務があることについて、どの辺りまで御理解されているのかというのをちょっと質問させていただきました。

例えば総務部長が、上司である市長から、どうしても個別に報告を求められた場合とか、拒否することが快く受け入れられるのかなと、こういう疑問も残ったりするんです。そこで、調査の段階で、告発者や相談者が所属長等への情報共有を、例えば拒んだ場合であっても、報復を受けないという仕組みや保護体制が、現在のルールで十分に機能しているとお考えでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） まず、機能しているといえますか、そこはある程度担保できるのではないかと考えます。それはなぜかという、そもそも、先ほど申し上げた私どもの規則というのは、その大前提として公益通報者保護法がございます。各自治体がこれを実行していくときにどうするかというのは、各自治体で考えてルール化してくださいということになっていますので、自治体によって若干異なりはあるものの、その趣旨というのは当然ありますので、今議員がおっしゃられたようなことはあってはならないと思います。確かに、規定としてはないかと言われたら、そういうことを禁止する規定はございませんけれども、そのように理解しております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 私、不安要素ばかり言ってしまうのかもしれませんが、ここはもう、職員の方の意思でこの制度を、守秘義務を守っていただくしかないのかなと思うんですが、当局が特に留意している点でもあると思うんですけども、通報者等の保護（規則第13条～第16条）というのがありまして、先ほど言った内部公益通報制度についてというルールの中に入っています。

(1) 不利益な取扱いの禁止、(2) 範囲外共有の禁止、(3) 守秘義務等、(4) 通報者等の探索の禁止、これら4つの事項に違反しないようにというルールがあります。これは調査する側にも関わってくるのかなと思うんですが、そこで、この4つの事項を違反した者に対して、適切な措置を取るというのも明記されているんです。違反した者への適切な措置というのは、具体的にどのようなものなのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） これは、もしそのような事実がありましたら、それはそれで別途調査をしまして、場合によっては処分の対象になるというふうに理解をしております。

ただ、これもまたケース・バイ・ケースですので、まずどうなるかということでありましたら、そういう可能性があるということで御理解いただければと思います。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 分かりました。かなり厳しく処置もされるということなんですね。

続きまして、告発者の真実性を確認するということなんですが、当事者への事情聴取や証拠の確認が必要かと思います。その中には、被害者のプライバシーが含まれるケースも考えられます。例えば、盗撮の通報があった場合、証拠データの確認が行われますので、被害者が望まない形で情報が広がるリスクがあります。そこで、被害者の保護を最優先にする配慮が求められる場合、情報共有は必要最小限にすべきだと私は思うんですが、プライバシーの侵害、人権問題への配慮についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 調査の過程の中で得た情報につきましては、今おっしゃられたような案件にとどまらず、プライバシーの保護に最大限配慮しなくてはいけないことというのは、これはかなりたくさんあるというふうに思います。

やはり、保護されるべき情報というのは、必要最小限の人員にしか共有されない、つまりその調査に対して必要な方にしか基本的には共有されないであるべきということでございますので、同様にそういう考え方でおります。

先ほどの話でいきますと、調査により得られた情報につきましては、原則として、これまた先ほどの規定と共通するんですけども、それから正措置に関わるもの、こういった方に限って共有することとするというふうに別途明示されていますので、先ほどの御質問に対する回答としては、そういうところはちゃんと規定されていますということになろうかと思えます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 嚴重に通報者の保護がされているというのと、違反すれば厳しく措置があるというのは分かるんですが、なぜそのようなことを私が言ったかという、通報窓口が内部の職員であることは、中には通報をちゅうちょされる方もおられるのではないかと考えています。というのも、業務での気まずさを避けるために、他市では外部担当を設けているところが増えてきているというふうにも聞いています。

そこで、外部で、第三者の専門家による保護環境での対応も検討が必要ではないかと考えているんですが、当局の見解はいかがでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 各自治体によって取組の方法が異なっているというのは、私どものほうとしても認識しております。現在、私どものほうの通報制度の中では、少なくとも外部の相談員を通報窓口に出していること、それから、内部公益通報処理委員会、特に法令に関する取扱いをする場合には、この委員会の中に外部の委員を入れている――実際には、これは弁護士が入るわけなんですけれども、そういった形で外部の方が関わることでの中立性というのは一定担保しております。現在のところ、私どものほうの制度において、これらが全く担保されていないというわけではなくて、一定考慮された上での制度設計になっているというふうに理解しております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 通報によってはデリケートなものもあるかと思しますので、お伺いしました。

匿名で通報することもできる制度なんですけれども、匿名で通報が来たときに、まずやること、気をつけていることというのはありますでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 匿名の場合、まず、おっしゃられるように、私どものほうの規則では、匿名での受付というのは想定しております。その場合は、例えば先ほどの内部公益通報相談員などに相談があった場合でしたら、匿名の扱いにされるかどうかというのをまずそこでちゃんと確認をすることにしておりますので、本人さんの御意思を尊重するということが、まず1点。

それから対応した後、最終的に、例えば是正措置をしましたとか、そういったことの結果を御本人さんにお知らせをすることが必要になってくるかと思えます。それを求められている方と求められていない方というのはいろいろあるかもしれませんが、匿名であって、かつそれを求められるということでしたら、連絡先などは教えてくださいということ、これは例えば内部公益通報相談員に、相談に来られましたら、その方は少なくとも聞くことができるかと思えますので、そこで連絡が取れる状況を確認すること、これは配慮しております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） よく分かりました。匿名でも連絡が取れる状況を確保できているということですね。

私が思ったのは匿名通報の場合、その内容が信憑性に欠けるというように判断されたり、通報者が誰なのかという調査がされることがあるのかなと思ったんですが、こういうのはないでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） そもそも、通報者の方を捜索しないということがあるわけですから、ましてや匿名の方に対してというのは、あってはならないというふうに考えていますし、そういう規則になっていますので、あり得ない、やってはいけないということです。

あと、連絡先につきましては、御本人様に、最終的に結果を教えてほしいということとかの御意思がちゃんとあって、確認が取れる場合は当然そうなんですけれども、通報の方法はいろいろですので、完全に連絡先が取れない場合というのは、連絡手段によってはあり得ますので、私どものほうからそういったことを御確認させていただける状況で通報があった場合には、そのように配慮しておりますということで御理解いただければと思います。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 分かりました。

連絡が取れる状況であれば、誰が通報しているか分からないという状況でも、きちんと調査されるということでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 市長の答弁にもありましたように、匿名であっても、調査そのものの質を変えることはありません。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） では、告発者の人柄や日頃の行動がどうであれ、告発者の内容の真意には関係がないと私は考えています。

そこで告発の対応では、誰が告発しているかではなく、何が告発されているかが重視されて、そのため、告発者の素行調査は行われず、告発内容の調査のみに焦点を当てているという考えでよろしいでしょうか。先ほど総務部長がおっしゃってくれたことは、そのようなことでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） おっしゃるとおりでして、そもそも告発者の方の素行調査をするということは、まずこの制度の中では想定もされていないと思いますし、それはあってはならないというふうに考えております。

ただ、この告発の意図が、個人を意図的におとしめるような目的を持ってされるような通報である場合は、それをそもそも禁止しているということがございますので、その点に関してのみは配慮が必要だとは思いますが、だから調査をするとかそういうことは一切ございません。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 今、意図的という話がありましたが、それは後ほど質問させていただきたいと思います。

では、次に、匿名ではなく名前を名のっている場合なのですが、告発内容を調べる過程で告発者が調べのようは無理やり聞かれたりとか、必要だからといって公用のPCの中身を無理やり調査されたりとか、身辺調査が行われるというようなことはあるのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 身辺調査といいますか、調査の内容がどういったものかというのは、通報されている内容による部分がありますので、一概にこういうふうなことをしますとか、しませんとかいうことはありません。

ただ、先ほどありましたように、私どものほうも当然ながらプライバシーに配慮しながら調査を進めないといけませんので、そこら辺はきちっと御本人さん、通報されている対象者の方のプライバシーを最大限確保しながら調査を慎重に進めていくということでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 途中で告発者が、もう調査はいいですと言われた場合はどうなりますか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） それは、その事実がなければ、もちろん調査はなくなることにはなりますけれども、調査が途中まで行っている中で、どういった状況になっているかということはあると思います。例えば、本人さんがいいというふうに言っても、違法行為そのものがあるのであれば、それはそれで考えていかないといけないと思うんです。

その辺りは、例えば内部公益通報処理委員会でありましたら、この委員会の中でその辺も含めて検討していくということになるかと思えます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 質問を変えますが、先ほどの意図的にということなんですけれども、内部公益通報については、不正な利益を得る目的や他人に損害を加える目的で通報してはいけないと規定されています。総務部長はこのことをおっしゃってたと思うんですが、通報内容が明らかに虚偽かどうか、告発内容を見ただけで、調査せずに判断するということはあるんでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 内心の部分、これは正直申し上げまして、私どもも、それを正確に知り得るというのは、技術的に難しいというか無理だと思います。

ただ、そういったことが例えば明らかになるような事実であったり客観的な事実があったりとかしましたら、それはそれで、今御紹介いただいたような意図的に相手をおとしめるための通報は禁止するというのに抵触しないかどうかというのは、きちっと判断させていただくことになると思います。

あとは、通報された内容が、本当に事実であるかどうか、ここをきちっと丁寧に調査をしていって、事実であれば当然そういうふうに適切な是正が必要になってきますし、事実でないということになりましたら、その事実がない以上は是正も行う必要がないというか、むしろ是正すべきことがないんですから是正をしてはいけないということにもなります。ですから、そのところはちゃんとその事実に基づいて判断していくというのが、一番適切なのではないかなというふうに考えております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） まさしく総務部長がおっしゃったように、初見で告発内容を見ただけでは、私も判断はできないと思います。調査を行わずに虚偽と判断することは、通報者の意図や事実確認を軽視することにつながりますので、通報内容について適切な調査を行い、根拠や事実確認を確認するプロセスが重要だと私も思います。

当市の考えも、通報内容が明らかに虚偽かどうか判断するには、必ず調査が先に必要ということを理解しました。

もう少し掘り下げますが、通報が100%正しいとは限らない。そんな中で調査の結果、問題なしとなった場合、間違いでしたので済むのか、虚偽として問題として取り扱われることになるのか。どちらなんですか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 非常に難しい問題だと思います。例えば、御本人は真に市のことを思い、市民のことを思い告発されたけれども、事実と違う、思い違いであったり勘違いであったり、事実誤認といえますか、そういったことが要因であった場合、それは別に相手をおとしめようとしてやったわけではございませんが、結果が違っていたということになります。それを今おっしゃったような形で、これは通

報そのものに問題があったんじゃないかというふうに判断していくというのは、誤っていると考えます。

一方で、第三者をおとしめるつもりでそういう意図的な通報をしたということが、例えば何らかの事実であったり証拠であったりというのがあって、それがちょっと否定できないと、明らかだということであれば、それはそういう誤った通報ですねということで、私どものほうでは判断させていただくことになろうかと思えます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 通常ですと問題なかったですよ、それで対応が終わるといことなんですけれども、総務部長が今、陥れるとおっしゃいましたけれども、これを仮定の話に変えていくと、可能性として誰かを陥れるために制度を悪用する人がいた場合、複数人が結託して主張した内容で、事実ではないのに証人が多いというような、こんな状況があるか分かりませんが、そういうような状況があったときに、これが事実認定されたりするのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 事実認定をするに当たって、何をもって事実認定するかというのは、これは起こっている事象によって異なると思えます。

証人の方が多いというのは、確かに1つの有利な状況というふうに判断されやすいとは思いますが、それだけでそういうふうに判断するかということになりましたら、それはやはり慎重に判断しないといけないと考えます。

つまり、ここで通報された内容が違法行為に当たるとなったら是正しますということになるんですけれども、そういったことはやっぱり法に照らし合わせて判断すべきことであって、今おっしゃっているようなことというのは、あくまで、調査の過程の中の一事実として、例えば証人が多いとか、同じことを言う人が多いということかもしれないけれど、最終的には法や規則や条例とかにちゃんと照らし合わせて、どこがどう違反しているか、これをちゃんと認定するべきではないかというふうに考えます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 今の御答弁で、慎重に調査されるというので安心しました。

その場の証言だけでなく、日頃の行動とか状況も含めて、調査を通じて総合的に判断されるということを理解しました。

では、通報が事実かどうか見極めるプロセスの中で、先ほども難しいとおっしゃっていたんですけれども、公益通報の目的ではなく、陰謀論の意図とかを明確に判断するのは、非常に難しいのではないのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 先ほども答弁いたしましたが、おっしゃるとおりで難しいと思います。これは内心の部分でございますので、これを知り得るといえるのは、私どもはできないですし、私どもに限らず一般的にはできないだろうというふうに推察します。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） よく分かりました。

やはり最初からうそ八百と分かるような通報はまれだと思うので、通報が正当かどうか市職員が判断するのは限界があります。クーデターで利用されるとかいうのは、私は考えにくいと思っているんですが、明確な結論が出ないということが現実であるということを理解しました。

通報の内容に焦点を当てて、疑いからではなく、まず事実確認の調査を進めるという手順で間違いはないですか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 事実を積み重ねるといえるのは、別にこの件に関した話じゃないと思うんです。もちろん、ここでは、通報された方、それから通報した方、どちらの方に対しても慎重さを要すると思うんです。そこは中立であるべきだというふうに思うんですけれども、その上で、事実を重ねていえるのは、これは私どものほうがどこまでも、起こった事実を後から検証するということになりますので、そこがどうしてもそういう事実を重ねていくような積み重ね方をするという考え方が一番大事じゃないかなというふうに思っておるんですけれども、別にこの件に限ったことではないかなというふうにも思っております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） そうですね。調査するのは、結構難しいということですね。

芦屋市の場合、通報を受けた後の対応として特に重視されているポイントを確認できたと思います。

本市では、通報者が誰かではなく、通報内容に重点を置いて対応しているとのことですので、通報者を特定しようとする行為は絶対許されず、まず、通報内容の真意を確認して、通報者を守ることが前提であるということの共通認識をさせていただきました。告発者が疑われたり、犯人捜しが行われることがないということを理解いたしました。

続きまして、このフローにはなかった、いろんなパターンが考えられると思うんですけれども、ちょっと意外なケースについて質問させていただきます。

通報は、主に言いにくい立場の人が、評価する側、人事権を持っていたりする上司を対象にすることが多いと思うんです。そのため、保護された環境が整備されていないと通報が難しいという状況が想像されます。そこで、これまで総務部長より上の特別職に問題がなかったとは思いますが、市長や副市長、教育長への通報があった場合も考えられると思います。この規則に記載がないのは、未定だからでしょうか。先ほどは、ないからということでしたけれども。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） すみません、先ほどの答弁でないと申し上げたのは、市長や副市長がこの通報をこの制度に基づいて、あえてされるかということでございまして、それは、もしそういう事実を市長、副市長の立場の方が知り得た場合は、当然自ら是正する動きを職制を通じてするべきでございますので、そこは想定されていないんじゃないかというふうに申し上げたものでございます。

今の御質問は、通報の対象となる方が市長、副市長になった場合、もしくは教育長の場合ということだと思えますけれども、基本的にはこの規則しかございませんので、これに基づいて判断はしていくことになるかとは思っています。

ただ、明確に市長、副市長、教育長がそういう対象になった場合、こういう流れでやっていくのが基本であるものの、それによるのが難しいということであれば、それはそれでまた別の方法を考えないといけないかなと思えますけれども、例えば第三者委員会を設置するように改めて考え直すとかいうことは出てくるかもしれませんが、今はこの規則がありますので、まずはこの中でできるかどうかを判断させていただくことになるのかなと思っています。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 可能性の話ばかりさせていただいてはいたけれども、総務部長だって対象になることはあるかもしれません。調査する側の方は、一応このフローには、想定には入っていないんですけれども、そんなところで部長以下の案内には対応できていても、特別職の場合とかは不十分だと感じています。

市長が対象の場合、副市長が判断するというにもなりますし、そこは客観性に欠けて、調査に関わることで、問題なかったとしても、もみ消しているというような印象を与えかねないところもあつたりしますので、その辺りも改善が必要だと私は思いました。

長岡京市では、また出てきますけれども、外部委員が4名で、市長や副市長が関与する案件にも対応できそうなフローになっていました。当市では外部委員が弁護士1名のみで、この点について外部委員が少ないというようにはお考えではないでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 他市において、そのような取組をなさっていらっしゃるということだと思います。

先ほど申し上げたように、いろんな自治体がある中で、長岡京市さんは、それなりにこの部分に、私どもの今のルールと見比べるとより外部の方をたくさん入れて取り組んでいらっしゃるということで理解しています。

この通報制度の中では、今のところ私どものほうでは、外部相談員及び内部公益通報処理委員会のほうに外部の、しかも弁護士に実際にはもう入っていただいていますので、それでもって現在のところ、そ

の中において中立性のある程度担保できているのではないかと、実務的には私はそのように感じております。

ですので、私どもの制度と見比べて違いがあるのは事実ですが、今のところ芦屋市の制度がこの部分において極端に欠けているというふうな認識は持っておりません。

あと、やはり外部委員として、例えば弁護士の方をお願いするというものでありましたら、それ相応の報酬も必要になってきますので、こういったことについての中立性を担保するために、そういう経費のかけ方というのは当然あると思うんですけれども、その辺りも含めて外部の方にどうやって入っていただくかというのは必要かなというふうに思っていますのと、あと内部の職員が関わっているということも、これはそもそも自浄作用を内部で持たせるべきだという考え方も一方であると思いますので、その辺りのバランスを考えた上で、現在このような制度設計になっているということで御理解いただければと思います。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 理解いたしました。

ここに想定されていない場合については、やっぱり第三者調査委員会の設置もしますというような見直しの文言というか、そういうのもあってもいいかなど。どういうふうに回避していきますということも検討していることを示していただければと思います。

この規則なんですけど、やっぱりこれは市長がつくっているということで、部下から特別職に対してフローの改善とかを直接指摘するのはやっぱり難しいと思うんです。こういった一般質問の場で私が第三者で通告することで、見直しの機会としていただければと思います。

この制度は、職場環境の風通しのよい職場改善を目的としているため、目的に合った多角的なフローを検討して、制度に沿った体制の見直しを期待しています。

次に、ハラスメントに関して触れておきます。

ハラスメントについては、本人が公益通報として対応してほしいと言わない限りは、ハラスメント対応のフローに従うということでしょうか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） はい、そのとおりでございます。（発言訂正あり）

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） こちらのフローに関しては、苦情処理委員会というのがあるんですが、これも副市長が関係している場合、第三者を立てるなどの措置が必要なところだと考えられるフローになっていると思います。

特にハラスメント関連の告発者は職場で権力がない、弱い立場の人が安全に言いづらいことを伝えるために保護されなければいけないと、私は思うんです。だから、公益通報で第三者から、誰々さんが誰々

さんにハラスメントをしていますというような通報があった場合、まず被害者にはどのような対応がされるのかお聞かせください。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） まず、すみません、先ほどの私の答弁なんですけれども、ちょっと不正確な部分がありました。ハラスメントの行為があった場合に、内部公益通報として扱わないかどうかというのは、御本人さんがそういうふうに言ったからそうなるということではございませんでして、基本的には、先ほど議員がおっしゃられたように、ハラスメントの行為がありましたら、ハラスメントのほうの防止のスキームにのっとって対応させていただきます。

ただ、ハラスメント等の中でも、例えば暴力行為があったりとかしまして、これが刑法違反になったりとかしますと、これは法律違反になりますので、そうなった場合、今度は内部公益通報の、要するに内部公益通報処理委員会のほうの対応になりますので、事実関係によってこれは異なるということがございます。法律違反があれば、内部公益通報処理委員会のほうになるということがございますので、原則はハラスメントの対応をさせていただきますが、そこに法律違反行為まで抵触している状況がありましたら、その判断は変わるということ御理解いただきたいと思っております。

もう一つの質問が、被害者の方という……。すみません、もう一度お願いできますか。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 第三者からこんなことがありましたよという通報がある場合もあると思うんです。そのときは被害者にどのような対応をされるんですか。

○議長（帰山和也君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） これもまた慎重に対応しないといけないことではあります。

ハラスメントがあったという事実、これは第三者的に通報がありましたら、まずその事実があったのかどうかということを確認していかないといけないことになります。ただ、そこは御本人さんの思いといいますか心情といいますか、そういったところに立ち入っていくということになりますので、これは本当に慎重に相手の方と確認を取らせていただくような作業に入っていくことになろうかと思っております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） ありがとうございます。今日はしっかり聞けたと思います。

最後に、まとめとして要望をお伝えします。

私が一番気がかりだったのは、審査結果が出るまでの間と出た後、被害者や通報者がしっかり守られる体制があるかということです。ハラスメント問題は、被害者が精神的苦痛を感じたという被害感情を重視することが大前提であって、御本人からの事情を聴くことが必要となります。ハラスメントが認定

されれば、加害者が申し訳ありませんと認めて終わりですが、判断が難しく、不確かな場合、反対に、通報者が悪い印象を受けないよう配慮することが必要です。最終的に両方が納得できる形で和解し、業務に支障を来さないよう努めるまでが問題解決だと思います。だからこそ、通報者が報復されることなく、安心して声を上げられる環境を整備することを要望します。

2つ目のテーマに行きます。

令和6年7月24日、釣り禁止の理由は、10ブロック会から提出された要望書を受けて、地元の総意として扱われたことでした。10ブロック会というのは、自治会の9団体が所属する代表者全員の同意を得ているというふうに考えられていましたが、実際には団体として同意はなく、1人が個人として提出されたという事実について、後日、10ブロック会から報告を受けたということでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 10月13日に10ブロック会から県・市に対して、要望書に関して正式な手続を得てなかったという旨の通知がございました。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 今、部長がおっしゃってくださったように、10月13日、10ブロック会から正式に、本件要望書は10ブロック会として提出を同意したものではなく、7月19日の協議にも参加していない。地元住民の総意を反映したものではないという書面が届いていたはずですが。

行政が決定する上での根拠は重要なのに、なぜすぐにこの本当の理由を報告しなかったんでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） これは、前回の議会でも報告していますとおり、南芦屋浜というのは、迷惑行為が絶えないこととか近隣住民が護岸に近いということ、それから10ブロック会から出てきていたということがございました。

その中でいろんな意見を聞く中で、そこに不備があったということを提出者に確認しても、なかなか明確な返答がなかったということで、10月13日に10ブロック会から要望書に関して正式な議決がなかった旨の通知があったというものでございます。

いろいろと意見がある中で、やはりそういった部分に関して皆さんに分かるように、市長答弁にもありますように、そういった経緯を周知すべく、今準備を進めているところでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） ここはやむやにしてほしくはないんです。地元の総意として扱われたのは、住民の声を代表する自治会が釣り禁止を承諾していたと理解されていましたが、実際はそれは間違いだったのではないのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 10ブロック会と協議したときには、それは総意だということで、我々は進んでおりました。ただその後に10ブロック会から、それは正式な議決ではなかったということも付されておりますので、そういった認識で進めているというものです。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 令和6年7月29日、禁止を発表してから5日後に、釣り禁止の決定が延期された理由として、今度は10ブロック会の1つの自治会が要望書を棄権していたと伝えられました。実際は、その自治会が要望書の提出の不適切さを報告していました。しかし、当局は、釣り禁止に反対する意見があったと説明されたままです。これにより、住民間で分断を生む対立構造が生じたことは明らかです。この延期理由についてどのように受け止めているのでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 前回は申しましたとおり、涼風町自治会が棄権しているということ、それだけではございません。要望書が住民の総意ではないということも分かったということ、それから周知の期間が短いということで、一旦は中止にしたというものでございます。

そういった中で、我々のほうもそういったことも含めて、今進めている状況でございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 反対意見ではないんですよ。住民の反対意見を理由に釣り禁止を延期するのではなくて、釣り禁止の根拠となった要望書自体の解釈が間違っていたことを明確に説明してくださいと言っているんです。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 10月13日に議決を得ていないということは、10ブロック会からも出ていますし、10ブロック会の会長からも明確な返事が出てないということも認識していますので、その中で今取組を進めているということでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 今、10ブロック会の会長とおっしゃいましたが、これが1人の個人の方が出されたということですか。

先ほど、10ブロック会と協議しておっしゃいましたが、これまでのプロセスもおかしいんです。決定するまでのプロセス、ここも大事なんですけども、当局は市民から要望書が提出されたことが始まりだと説明していました。でも、実際は7月6日に要望書が提出されるより前の6月21日に10ブロック会のメンバーと――これは称してです。10ブロックのメンバーは会長以外出ていません。実際に出ていたのは、釣り禁止を求めている南護岸環境対策委員会のメンバーです。ここと協議をしていました。また、この協議の中では、これは議事録の中で判明したんですけども、要望書を提出することや、地元総意として取り扱うということ、釣り禁止にする閉鎖日を8月1日とするというようなところまで決めている、要望書を出すよりも前に、このような話合いがなされているということでした。

市はこの協議を知らないということだったんですが、これをどう受け止めているんでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 6月21日の会議というのは、県と地元、10ブロック会とで話し合われたもので、それは後から知ったわけですけども、我々は、7月19日に、当時ですけども、10ブロック会として出てきた会長とお話をしているというものでございますので、そういった認識でございました。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） だから、おかしいです。

要望書が出た後に1回だけ協議しているんです。それが7月19日、その19日にも10ブロック会のメンバーと協議しましたと言っているんですが、先ほどの10ブロック会からの正式な書面によると、7月19日の協議にも参加していないと言っているんです。会長以外参加していないと言っているんです。

でも、10ブロック会と協議したから、地元の総意としてまとまった要望書を正式に受理しました、釣りを禁止にしましたという流れに持っていつているんですが、おかしくないですか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） おかしくないですかということですけども、我々は7月19日の時点においては、10ブロックの意向という形で、総意ということで出てきたというふうに認識しておりました。その後で、正式に議決を得てないということが分かってきましたので、今その中で現地とも協議しながら進めているということでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） ちょっときつく言ったんですけど、当時の状況を考えると、市の職員さんには当然判断できないことだったと私も思います。そういうふうに住民の方から言われたら、そんな

んだというふうを受け止めてたんだらうなど私は思っているんです。

ただ、状況が分かった後に、これをそのまま放置しているというのはどうかなというのが今回のテーマです。

実際には、地元の総意ではなく、釣り禁止をしてほしくなかった、住民の意見は協議されていなかったわけです。行政が一方的に一部の住民と進めた、言ったら県ですけれど、進めていたわけです。納得のいく話し合いが行われていませんでした。その結果、10ブロック会で賛同していない要望書が提出されたわけです。代表者と住民の信頼を損ねて、混乱を招いた原因だと思います。

このことについて、行政には説明責任を感じてほしいんです。どうですか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 様々な言われるような御意見というのは当然ございます。そういった合意形成の部分、我々のほうも一旦決めたことをすぐに変更したとか、やっぱりいろいろと反省すべき点もございます。そういったことも含めて、我々のほうはやっぱりしっかりと進め方というのを、それから、こういったことが起こったという経緯も含めて、それは周知をすべく今進めていっているという状況でございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 誤解があったのであれば、その経緯はしっかり伝えてほしいです。先に進むということももちろん大事なんですけども、そのプロセスがどうだったかというのは、本当に重要なことなのでお願いします。

さらに、どうしてこんなことが起こったのかということ、決定するまでに短期間で行われたことが問題だなと思っているんです。例えば住民説明会を開いていたり、決定する前に情報をもっと市民に伝えていたら、10ブロック会全体では意見は出てないよとかいうふうな声が出てきて、そこに気づけたんではないかと思うんですがいかがですか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） これも前回議会の中でも、所管事務調査でもお話ししている中でございますが、やっぱり当時は、10ブロック会から出てきたというところを、皆さんの意見がそうなのだというところも判断してというところでございます。

それが、8月1日という短い期間ではないかということも様々な意見がありますけれども、我々のほうは、お盆で釣りの客が増えるというところに対して、そういった処置をしていったということでございますが、今後もいろいろと意見を聞きながら、やっぱり進めていかないといけないかなというふうに思っております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 少し補足なのですが、8月1日になったというところが短期間というわけではなくて、決めたプロセスです。7月6日に要望書が出てきました。その要望書を受けて7月19日に1回だけ協議して、私たちに報告が来たのが7月24日なので、19日からでいうと、すぐです。この決定する期間がすごく短いというところをお伝えしていたんです。

こういう要望書が出てきてますが、皆さんどうでしょうかと一旦市民の方に聞いてもよかったんじゃないかなと私は思ったんで、そういう意味でお伝えしていますが、いかがですか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） これは何度もやり取りの中では説明させていただいている部分ではございますが、やはり南芦屋浜を包含するような自治会、10ブロック会から意見が出てきたということで、そこについて、それが合っているかどうかというのはなかなか判断しづらいところがあります。そこを確認するというのではなくて、やっぱりそういった意見が出てきたということで進んでいった、判断していったというものでございます。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） やはり見え方として、内々で進めてしまったように見えてしまっています。

この要望書と協議は、市民を欺く、なりすまし行為の疑いがあり、民意の危うさを指摘する声も上がっています。この状況が、公平に取り扱っていると考えられるでしょうか。

○議長（帰山和也君） 都市基盤担当部長。

◎都市基盤担当部長（足立覚君） 今回の件に関して、後から10ブロック会で正式に掲出されていたものではないということも確かに分かってきましたので、そういったことも踏まえ、我々のほうも丁寧に進めていく必要があるというふうに思っております。

○議長（帰山和也君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） これ以上は申しませんが、しっかり周知をしていただくということで、最後に要望を申し上げます。

釣り禁止の決定は、不透明なプロセスにより、住民の信頼を損ねました。行政は地元の総意の根拠や意思決定過程を明確にし、住民の意見を公正に反映するという姿勢を示す必要があります。

今後、このような事態を繰り返さないために反省して、市民に開かれた透明性のある情報共有を実現していただきたいと要望いたします。

以上で、一般質問を終わります。